

国の中小企業対策に関する重点要望

平成26年7月10日
東京商工会議所

我が国経済は、「アベノミクス」による一連の政策効果により、消費税引き上げの影響が一部みられるものの、景気は着実に回復基調にある。本格的な景気回復を実現し、日本経済を自律的な成長軌道に乗せるためには、日本の産業を支え、地域経済の原動力である中小企業の活力を引き出すことが不可欠である。経済成長の糧となる、新たな価値の創造や需要の創出に向け、中小企業の取り組みを政策的に後押しする必要がある。

一方で、価格競争が激化する中、原材料や燃料価格などの上昇が収益を圧迫し、厳しい経営状況に置かれている中小企業も多い。中小企業が直面する経営課題の克服に向けた支援を行うとともに、消費税の価格転嫁、事業の承継や再生、電力の安定供給など、中小企業の経営基盤の安定・強化に向けた対策を講じる必要がある。

また、日本経済の持続的な成長には、首都・東京の国際競争力の強化も不可欠である。国際ビジネス拠点としての地位を確立するとともに、地域資源を活かした地域活性化を強力に推進する必要がある。2020年のオリンピック・パラリンピックの開催を見据え、ソフト・ハード両面での環境整備に、全力で取り組まれない。

当商工会議所は、中小企業の持続的な成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、中小企業支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれない。

記

I. 中小企業の成長を後押しするための支援

1. 中小企業の成長分野参入、新事業展開の支援

中小企業が、グローバル競争の激化、市場ニーズの多様化、ビジネス環境の変化など、激変する経営環境に対応し、持続的な成長を遂げていくためには、成長分野をはじめとした新事業の展開など、打って出る戦略が必要である。中小企業の果敢な取り組みが、新たな価値や需要を創出し、日本経済に活力をもたらすべく、政策的に後押しを行う必要がある。

(1) 新分野進出や新製品・サービス開発の後押し

新分野への進出や新製品・サービスの開発は企業を価格競争から脱却させるだけではなく、革新的な技術やイノベーションの端緒となり、我が国の産業力の底上げに寄与するものである。平成25年度補正予算による「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（新ものづくり補助金）」について、平成24年度に比し、予算額、補助金額、対象業種が拡大

されたことは、大いに歓迎する。同事業に対して継続的に予算措置を行うとともに、イノベーションの妨げとなる規制や制度の改革、開発テーマの積極的な発信を行われたい。

また、中小企業の研究開発から事業化までを一貫して支援する「中小企業技術革新制度（S B I R）」においては、各省庁におけるS B I R特定補助金への指定増加や、多段階選抜方式の積極的な活用により、中小企業の参入機会をさらに広げるべきである。

※参考：日本商工会議所「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 30」（平成 26 年 5 月 9 日提出）

【要望内容】＜経済産業省他、各府省庁＞

- 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（新ものづくり補助金）への継続的な予算措置
- 成長分野への進出やイノベーションの妨げとなる規制・制度の改革断行
- 成長分野における開発テーマの積極的な発信
- 中小企業技術革新制度（S B I R）の拡充、および制度における多段階選抜方式の活用

（２）企業間・産学官連携の推進

中小企業が、新たな技術・製品を生み出し、市場に投入していくためには、企業間・産学官連携の仲介役となる、技術や市場動向に精通したコーディネーターの存在が重要である。また、大学などは様々な研究シーズを所有しているが、その情報を中小企業が入手できる体制が整備できているとは言い難い。ついては、中小企業支援機関、大学、公設試験研究機関における、コーディネーターの増員・資質の向上や、大学等が提供できる知財や研究シーズ情報を集約し、企業やコーディネーターが活用できる基盤を整備されたい。また、「ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業」の強化など、連携による研究開発等に係る資金への助成、金融支援を充実されたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省＞

- 中小企業支援機関、大学、公設試験研究機関における、企業間・産学官連携コーディネーターの増員・資質の向上
- 大学等研究シーズと企業ニーズのマッチング（情報基盤の整備）
- 連携による研究開発等に係る資金への助成、金融支援の充実・強化

（３）ＩＴ化の促進

ＩＴは、売上拡大や業務効率化につながるツールとして有効である。しかしながら、中小企業、特に小規模事業者においては、ＩＴ利活用度が低く、知識・ノウハウも不足している。ついては、ＩＴリテラシーの向上や活用方法に関するアドバイスなどについて、専門家による個別訪問指導の制度を充実されたい。あわせて、「中小企業ＩＴ経営力大賞」のような、ＩＴを積極的に活用し、経営力を高めている企業への表彰制度を継続し、費用補助により、先進的な取り組みに対してインセンティブを付与するなど、中小企業の取り組みを推進されたい。また、消費税引き上げ等制度の変更に伴う、ソフト・システムの導入・更新に対する負担の軽減措置を講じられたい。

【要望内容】＜経済産業省＞

- IT 専門家による個別訪問指導制度の充実・強化
- 先進的な取り組みに対するインセンティブの付与（費用補助等）
- 制度変更に伴う、新たな IT ソフト・システムの導入・更新に対する負担の軽減

2. 中小企業の成長を後押しする法人税制改革

わが国経済の持続的な経済成長を実現するためには、高い技術力を保有し、世界的に高い市場シェアを有するなど、海外市場で競争する中堅・中小企業の競争力強化や、地域の中小企業を支え、高い雇用吸収力を有するなど、地域経済に大きな貢献をしている中堅・中小企業の成長の後押しが必要である。

グローバル競争が進展する中、諸外国が法人実効税率を引き下げており、わが国の法人実効税率は国際的に見て未だ高い水準（35.6%）にある。企業の国際競争力強化、対日投資の拡大のため、諸外国との競争条件のイコールフットィングの実現は急務である。「企業・人が最も仕事をしやすい国」を達成し、経済の好循環を実現するため、法人実効税率を海外主要国並み 20% 台へ引き下げるべきである。法人実効税率の引き下げは、約 19 万社にも及ぶ地域の中核的な役割を果たしている所得 800 万円超の中小企業の成長に大きく寄与する。同時に、所得 800 万円以下の 50 万を超える中小企業も海外製品・サービスとの競争に晒されていることから、中小法人の軽減税率についても、海外との競争に打ち勝てる水準の 10% まで引き下げ、適用所得金額を拡大すべきである。

一方で、法人税引き下げの代替財源は、単年度の法人税内での税収中立ではなく、予算全体の中で財源確保を図るとともに、企業活力の強化を図る法人課税の軽減措置は、成長戦略の主たる担い手である企業の発展による税収増をもたらすものであることから、複数年度における経済成長の果実を活用すべきである。また、課税ベースの見直しについては、単なる財源確保の観点ではなく、制度の公平性や簡素化、国際的な整合性、中小企業への影響等のさまざまな視点から慎重に検討すべきである。特に、法人事業税の外形標準課税の中小企業への適用拡大は、従業員給与に課税することから、経済好循環実現のための賃金引き上げ政策に逆行するうえ、177 万社にも及ぶ赤字法人が増税となり、その影響が甚大であることから断固反対する。また、92 万社が増税となる欠損金繰越控除の利用制限をはじめ、中小法人向け租税特別措置の利用制限、留保金課税の中小企業への適用拡大については、中小企業に大きな負担を課すことから反対である。

【要望内容】＜財務省、経済産業省、総務省＞

- 法人実効税率の引き下げ（海外主要国並み 20% 台への引き下げ）
- 中小法人の軽減税率の引き下げ（10% 以下）および適用所得金額の拡大
- 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対
- 中小企業の欠損金繰越控除の利用制限には反対
- 中小企業の租税特別措置に所得で利用制限を行うことには反対
- 留保金課税の中小企業への拡大には反対
- 税法上の中小企業の適用範囲拡大（資本金 1 億円以下→3 億円以下）
- 償却資産に係る固定資産税の廃止

3. 中小企業の国際展開の促進

国内需要のみならず、今後も消費の拡大が見込まれる新興国をはじめとした海外の需要を積極的に獲得していかなければならない。「日本再興戦略」においても今後5年間で新たに1万社の国際展開と中堅・中小企業の輸出額の倍増を明記している。これを実現するためには、相談や実務面でのサポート体制の整備、販路開拓や知的財産の取得・維持に対する支援など、きめ細かい対策を講じる必要がある。

(1) 中小企業に対する国際展開の相談・支援体制の強化

国際展開の支援は、省庁、支援機関ごとにそれぞれ実施されており、情報の入手は非常に煩雑になっている。また、各施策も、募集時期、申込要件、手続きが複雑で利用に困難を伴う。については、各省庁・支援機関で利用できる支援・助成金等の申請、事前審査までをワンストップで提供できる体制を整備し、中小企業の国際展開の後押しを図りたい。また、国際展開にあたっては、事業化可能性調査（F/S）によりリスクの低減を図ることが有効であるが、中小企業基盤整備機構が行う同支援事業は募集から実施、清算、報告までの一連の流れを年度内に完了する必要がある、利便性や政策効果に課題がある。については、年度を超える支援を可能とするなど、運用の改善を図りたい。

【要望内容】＜経済産業省、外務省＞

- 各省庁・支援機関で利用できる支援・助成金等の申請、事前審査までをワンストップで提供できる体制の整備
- 事業化可能性調査（F/S）支援事業の運用の見直し（年度を超える支援等）

(2) 海外販路の開拓支援

海外の需要を獲得していくうえで、海外見本市や展示会への出展は短期間で多くの企業と知り合うことができ、販路開拓の有効な手段である。については、中小企業の出展機会を増加させるとともに、費用の助成を充実されたい。また、海外バイヤーの国内展示会への招聘は、日本にいながらにして、海外販路を獲得することができる有効な手段であることから、積極的に促進すべきである。

あわせて、日本の中小企業は高度な技術やサービスを持っているにもかかわらず、海外において、それが認知されているとは言い難い。については、各関係府省庁や支援機関において、日本製品とともに、日本の中小企業を積極的にプロモーションすることにより、認知度の向上を図るとともに、中小企業の宣伝活動などに対する助成制度を創設されたい。

【要望内容】＜経済産業省、外務省、他関係府省庁＞

- 海外見本市・展示会への出展機会の増加、出展費用の助成拡充
- 国内展示会への海外バイヤーの招聘の促進
- 日本の中小企業・日本製品の認知度向上（プロモーション、助成制度の創設等）

(3) 海外における知的財産権等の取得・維持支援の強化

国際展開にあたっては、模倣品・海賊版等の知的財産侵害の未然防止に向けた取り組みが不可欠である。しかしながら、中小企業にとっては国際出願等による権利取得費用は大きな負担

であることから、現行の減免制度の対象企業を大幅に拡充するなど、支援の充実を図られたい。さらに、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の早期発効、および新興国に対する交渉参加への働きかけを強化されたい。

また、我が国の技術や製品、インフラの輸出のためには戦略的な国際標準化の取り組みなどによって、国際競争力を強化することが必要である。あわせて、中小企業に対する標準化や海外規格に関する情報提供の強化や、各国の標準規格の取得費用に対する補助制度の創設など、支援を強化されたい。

【要望内容】＜特許庁、外務省＞

- 国際出願及び国内出願における特許料等の減免制度について、従業員 300 人以下の中小企業は一律に利用できるよう要件を緩和、ならびに実用新案、意匠、商標への対象拡大
- 偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の早期発効に向けた取組みと新興国に対する交渉参加への働きかけ強化
- 国際標準・規格・認証による国際競争力の強化、および中小企業に対する支援の促進（標準化・海外規格に関する情報提供の強化、各国の標準規格の取得費用などに対する補助制度の創設等）

4. 販路開拓支援

中小企業にとって、販路開拓は取引先や知人を介したルートなどに限られており、中小企業白書（2014 年度版）においても、「新規顧客へのアプローチ方法」が販路開拓を行う際の課題として上位に挙げられている。展示会への出展は、多くの潜在顧客と出会うことの出来る有効な手段である。今般新設された、「小規模事業者持続化補助金事業」は展示会への出展を含め、販路開拓に資する経費を補助するもので、問い合わせ、申込みも多く、大きな反響があった。ついては、本事業の継続的な実施、および対象を中小企業に広げるなど、柔軟に要件を見直すとともに、予算の拡充についても検討されたい。

あわせて、専門家が企画、プロモーション、テストマーケティングまでサポートする販路開拓コーディネート事業などのハンズオン支援についても拡充を求める。

【要望内容】＜経済産業省＞

- 小規模事業者持続化補助金の継続、要件の見直し（規模要件の緩和等）、予算の拡充
- 販路開拓コーディネート事業など専門家によるハンズオン支援の拡充

5. 経済連携協定の推進

経済連携協定の締結は、関税や通商規則、サービス貿易に係る障壁などが取り除かれ、ヒト・モノ・カネの動きが活発となることで、経済の活性化に寄与し、大企業のみならず中小企業にも恩恵をもたらすものである。この度、日豪 EPA が大筋合意に至ったことは歓迎すべきことである。TPP の早期の交渉妥結をはじめ、現在交渉中のその他の EPA や、FTA、RCEP などの経済連携についても積極的に推進されたい。

また、貿易自由化による地域経済や農林水産業への影響を克服するための具体的な支援策の早期の立案・実行を望む。

【要望内容】＜ＴＰＰ政府対策本部、経済産業省、外務省、財務省、農林水産省＞
○経済連携の積極的な推進（ＴＰＰ、ＥＰＡ、ＦＴＡ、ＲＣＥＰ等）
○貿易自由化による地域経済や農林水産業への影響を克服するための具体策の策定

6. 創業の促進

わが国の企業数は2009年からの3年間で、約35万社が減少している。企業数の減少に歯止めをかけ、経済活力を維持するためには創業の促進が不可欠である。「日本再興戦略」には新陳代謝の活発化が明記され、大規模な創業補助金や法人版エンジェル税制創設などの資金的支援、創業スクール創設による体系的経営知識の提供など創業支援策の充実が図られつつある。開業率10%台の達成に向けてより一層の創業促進策を推進されたい。

(1) 創業支援の強化

世界銀行のビジネス環境ランキングによると、日本の起業環境は、行政機関への手続きの多さや所要日数の長さにより、120位と厳しい評価を受けている。諸外国ではオンラインでの申請や行政窓口の一元化などの対策が取られており、わが国においても開業手続の簡素化・迅速化が必要である。

また、創業希望者の課題は経営一般・専門知識の習得、事業計画の作成、資金調達、販路開拓、人材確保など多岐にわたっている。まずは体系的な学習機会の提供を強化するとともに、創業前後にわたる個別相談、商談会・交流会の実施、OB人材とのマッチングなどをワンストップで支援する体制の強化を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、法務省、財務省、厚生労働省、他関係省庁＞
○開業手続きの簡素化、迅速化
○国、自治体、中小企業支援機関、保証協会、金融機関、民間インキュベーション施設が連携したワンストップ支援体制の強化
○実効性の高い事業計画の策定支援、経営に必要な知識（財務・法務・税務など）の提供機会の強化
○商談会や交流会の実施、OB人材とのマッチング支援

(2) 資金調達・税制支援

成長途上にある企業の資金調達において、小口で広く資金調達できるクラウドファンディングは販路開拓の側面も併せ持つ有効な手段である。投資家保護にも配慮しつつ、多様なニーズに対応できる資金調達手段として育成されたい。また、エンジェル税制については、適用企業要件の緩和等の見直しとともに、ベンチャーキャピタル等の金融機関や専門家と連携し、適用企業の事前確認制度の周知や、事前確認企業の投資家への広報を強化するなど、運用面の改善を行うべきである。あわせて、創業予定者の親族等から贈与された創業資金にかかる贈与税の非課税枠も資金調達手段拡充策として有効であることから、創設を検討されたい。また、創業後5年間の法人税免税・社会保険料減免措置により経営基盤強化を図るべきである。

【要望内容】＜財務省、経済産業省＞

- 多様なニーズに対応できるクラウドファンディングの育成
- エンジェル税制の運用改善（金融機関や専門家と連携し、事前確認制度の周知、投資家への広報の強化）
- エンジェル税制の見直し（適用企業要件の緩和、所得控除の上限額の引き上げ、損失の他の所得との損益通算）
- 創業後5年間の法人税免税・社会保険料減免
- 創業予定者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設

（3）アントレプレナーシップの形成と起業家の育成

中小企業白書（2014年度版）によると、「わが国の開業率が低い理由・課題」として「起業家を育成するための教育制度が十分ではない」、「大企業への就職等、安定的な雇用を求める意識が高い」、「起業を職業の選択肢として認識する機会が少ない」といった声が高くなっている。「起業家」を身近な存在としてとらえ、将来の選択肢として認識させていくためには、初等教育からの起業家教育の導入、大学・大学院における実践的起業家教育の強化により、アントレプレナーシップの醸成が欠かせない。また、起業家教育の実施に当たっては、産業界との連携により、起業家講演会や起業体験などを通じて将来の起業家を育成していくべきである。

【要望内容】＜文部科学省、経済産業省＞

- 学校教育におけるアントレプレナーシップの形成(起業体験や起業教育プログラムなど)

7. 中小企業・小規模事業者政策のさらなる前進

日本の企業数の99.7%を占める中小企業は、雇用の約7割を抱え、社会保険料の民間事業主負担の約5割を占めるなど、雇用を通じて国民生活や国の財源を支え、日本経済を支える存在である。ただ、一口に中小企業といっても、高度な技術を有し、海外企業とも競争する等、成長を志向する企業が存在する一方で、地域住民の身近な暮らしや地域コミュニティと雇用を支える小規模企業も存在するなど、企業規模や従業員数、業態など、千差万別で経営実態に大きく差異がある。6月には小規模事業者支援に関する2本の法案が成立したが、小規模事業者・中小企業・中堅企業、それぞれの規模や成長段階、役割に応じた体系的な支援措置を引き続き講じられたい。

（1）中小企業・小規模事業者の実態に即した政策展開

今般成立した「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」は、小規模企業振興について、その事業の持続的な発展が図られることを位置付けている。中小企業振興から一步進んだ形で、地域の雇用と経済を支える小規模事業者に焦点を当てたことは大いに歓迎する。ついては、同法に基づき、小規模事業者の持続的な発展に資する具体的な支援策を着実に実施されたい。また、中小企業基本法の定義を超える中堅企業についても、地域経済・産業を牽引する存在であることから、一定の要件のもと、中小企業施策を適用するなどの支援を検討すべきである。

なお、施策の運用にあたっては、申請・報告書類の作成が中小企業にとっては大きな負担に

なっていることが多いため、書類の簡素化も含め、単年度の予算措置の見直しや助成金の審査期間の短縮など、中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即して、実施されたい。

【要望内容】＜経済産業省＞

- 「小規模企業振興基本法」に基づいた小規模事業者の持続的発展に資する支援策の実施
- 中堅企業に対する支援の検討（一定の要件のもとでの中小企業施策の適用等）
- 中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した施策の運用（各種施策の単年度での予算措置の見直し、申請や報告に係る書類の簡素化、助成金等に係る審査期間の短縮）

（２）小規模対策予算の安定的な確保、マル経融資制度の延長・恒久化

商工会議所は小規模事業者に対し、巡回指導、融資の斡旋、講習会等による集団指導、専門家の派遣指導などの経営改善普及事業を実施し、小規模事業者の経営改善に努めている。一部改正された「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」では、商工会議所が市町村や地域の金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取り組みを支援することを規定している。ついては、小規模事業者の支援体制の維持・強化の観点から、各都道府県に対し、経営改善普及事業予算の安定的確保への指導をお願いしたい。

また、マル経融資制度は経営改善を図る小規模事業者向け融資として、重要な役割を担っている。小規模事業者の安定的な資金確保のためにも、取扱期間の延長、および、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化を検討するとともに、先般サービス業のうち、宿泊業や娯楽業の従業員要件が緩和されたが、介護や情報サービス業などの労働集約的な業種においても、要件の緩和を実施されたい。

【要望内容】＜経済産業省＞

- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- マル経融資制度の取扱期間（平成 27 年 3 月 31 日まで）の延長、融資限度額・返済期間の特例（平成 27 年 3 月 31 日まで）の延長・恒久化、労働集約的な業種（介護、情報サービスなど）について、事業者の規模要件（従業員数 5 人以下）を緩和する措置

Ⅱ．中小企業の経営基盤の安定・強化に向けた支援

1．人材の確保・育成支援

売上の拡大や新分野への進出を果たす場合、人材の確保や専門性のある人材の育成は欠かせない。しかし、中小企業にとっては、知名度や費用的な問題もあり、人材の確保や人材育成への投資は困難である。中小企業と求職者とのマッチングのみならず、働き方の多様化などにより、潜在的な就業希望者を掘り起こすことも重要である。

（１）中小企業の人材の確保に向けた対策、産業人材の育成

景気が上向き、経済が活発化する中で、中小企業においても人材確保への意欲は高い。しかし、知名度の低さや若者の大企業志向によるミスマッチも加わり、中小企業の人材確保は

依然として容易ではない。ついては、高校や大学の早い年次から体系的・系統的なキャリア教育を実施するとともに、インターンシップの促進など、中小企業の現場に直接触れる機会の提供による、学生や学校と中小企業をつなぐ支援策の強化が必要である。また、職業高校や高等専門学校、専修学校の拡充により、高い技能を持った産業人材を育成することも重要である。

また、人手不足の解消には、高い能力を持ちながらも、育児などにより就労を断念している女性の活躍推進が欠かせない。今般、策定された「待機児童解消加速化プラン」においては、平成29年度での待機児童解消を目指し、各事業を着実に実施されたい。あわせて、職務や労働時間、勤務地等を限定した雇用形態やフレックスタイム制の普及は、育児中の女性などに対して、多様な働き方の選択を可能にし、就業率の向上に寄与するものと考えられる。ついては、企業における雇用管理上の留意点の整備や、好事例の収集・発信等により、多様な働き手が活躍できる環境の整備に努められたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、文部科学省＞

- 高校・大学等の初年次からの体系的・系統的なキャリア教育の実施
- インターンシップの促進など、学生・学校等と中小企業を直接的につなぐ支援策の強化
- 職業高校、高等専門学校、専修学校の拡充による、高度な技能を持つ産業人材の育成
- 女性の活躍推進のため、待機児童解消に向けた取組みの着実な実施
- 職務・労働時間・勤務地等を限定した雇用形態の整備・普及による、多様な働き手が活躍できる環境の整備

(2) 中途採用市場の整備拡大

中小企業にとって、ハローワークは手数料も不要で、最も利用しやすい存在ではあるが、希望する人材紹介がなかなか受けられない等、マッチング機能への不満の声も強い。ついては、求人企業が求めている人材ニーズに関する情報収集を強化するとともに、ハローワークの有する膨大な職業紹介実績を公開し、データに基づいた求人・求職提案で、マッチングの成立率を大幅に引き上げることが重要である。

あわせて、大企業OBなどの専門知識や技能を有する人材は、中小企業からのニーズも高い。ハローワークの行っている「人材銀行」や、「地域中小企業のシニア人材確保・定着支援事業」による、マッチング機能の強化を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、厚生労働省＞

- ハローワークによる企業の人材ニーズに関する情報収集の強化と、職業紹介実績等のデータの分析・開示
- OB人材等、専門知識・技能を有する人材と中小企業のマッチング機能の強化

(3) 中小企業の実態を踏まえた労働法制の実現

「月60時間を超える時間外労働に対する50%以上の割増賃金率」の中小企業への適用拡大（現状、中小企業は適用猶予）が検討されているが、長時間労働の要因は業種や職種、企業規模によっても現状や背景が異なることから、一律的に規制を強化しても効果がない。

また、足元の人手不足や将来の労働力人口の減少を鑑みれば、創造性や生産性の高い働き方や、子育てや介護等の事情に応じた柔軟な働き方を労働者自らが選択できる仕組みをつくることが重要であることから、裁量労働制及びフレックスタイム制の要件緩和を図られたい。

【要望内容】＜厚生労働省＞

- 中小企業の割増賃金率の引き上げなど、一律的な規制強化の反対
- 創造性・生産性を高める働き方や、多様な働き方のニーズに対応可能な労働時間制度の構築（裁量労働制やフレックスタイム制の要件緩和等）

2. 消費税引き上げに伴う円滑な価格転嫁の実現、複数税率・インボイス導入反対

商工会議所では、円滑な価格転嫁の実現に向け、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い対策の実行や、政府が事業者や国民に対して「消費税は価格に転嫁されるものである」と強いメッセージを発信すべきと主張してきた。東京商工会議所においても、約1万6千件の事業者からの相談に応じるなど、円滑な価格転嫁の実現に取り組んできた。平成26年5月に全国の商工会議所において実施した価格転嫁の調査結果では、6割を超える事業者が全て価格転嫁できたと回答した一方で、なお、1割の事業者が全く価格転嫁できていない状況にある。とりわけ、対消費者取引の事業者ほど価格転嫁できたと回答した割合が5割と低い結果にとどまっている。公正取引委員会・中小企業庁の指導・勧告により一定の抑止効果が働いていると考えられるが、転嫁拒否の行為についての相談も引き続き寄せられている。政府は引き続き、国民に対する徹底した広報をはじめ、転嫁拒否の取り締まりを推進する等の転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い価格転嫁対策を行うべきである。

また、複数税率・インボイスの導入は、低所得者対策としての効果が薄いうえ、社会保障財源が失われることから、社会保障の持続性を損なうことになり、国民や将来世代に別の負担が生じる。また、対象品目の線引きが不明確であることから、国民・事業者に大きな混乱を招く。さらに、新たに区分経理事務が発生することから、簡易課税の複雑化、免税事業者の取引からの排除等、中小企業に新たに複雑な事務負担を強いる。そのため、複数税率・インボイスの導入には断固反対する。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、公正取引委員会、消費者庁＞

- 徹底した価格転嫁対策の実施（広報活動の継続実施、転嫁拒否等に対する監視・取締りの一層の徹底）
- 複数税率・インボイスの導入に断固反対

3. 事業承継支援

事業承継・事業引き継ぎは、経営者の高齢化が進む中、雇用・ノウハウ・技能を継承し、我が国が産業活力を維持する上で、喫緊の課題となっている。事業承継税制の見直しや、事業引き継ぎの支援体制の強化など、円滑な事業承継を実現する体制を早急に整えるべきである。

(1) 事業承継税制の抜本的な見直し

事業承継税制については、平成 25 年度の税制改正により、雇用の 8 割維持要件や役員退任要件の緩和などの制度の利用促進を目的とする見直しが実施されたところである。一方で、事業承継にあたって大きな課題となっている取引相場のない株式の評価や、分散している株式の集中化等の問題が残されている。そのため、中小企業の実態やニーズ、急激に進む高齢化や生産年齢人口の減少等雇用環境の変化といった経営承継円滑化法施行時（平成 21 年）との状況の変化も踏まえ、事業承継税制の抜本的な見直しを図る必要がある。よって、相続税の納税猶予額について、発行済議決権株式総数の「2 / 3 要件」の 100%までの拡充、納税猶予割合の 100%への引き上げ、兄弟複数人での承継を認める措置、など、抜本的な見直しにより、次世代への円滑な事業承継を促進させるべきである。

また、取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じており、取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直しも検討すべきである。

さらに、事業承継税制の活用に向けた更なる改善として、事前確認制度利用者に対し、インセンティブを与えるような措置や、贈与税の納税猶予の認定取り消し時に相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じるべきである。

【要望内容】＜財務省、経済産業省＞

- 事業承継税制の抜本的な見直し（発行済議決権株式の総数等の「2/3 要件」の 100%への拡充、相続税の納税猶予割合の 100%への引き上げ、兄弟等複数人での承継等）
- 分散した株式の集中化を図る税制措置の見直し
- 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し
- 事業承継税制の活用に向けたさらなる改善（事前確認制度の利用促進に向けた措置、贈与税の納税猶予の認定取消時に相続税精算課税制度の選択）

(2) 事業引き継ぎ支援の強化

産業活力の維持、地域経済の安定を図る上では、業績不振や後継者不在等により事業継続を断念した企業に蓄積された技術やノウハウなどの経営資源をいかに引き継いでいくかが重要である。現在、事業引き継ぎ支援センターが全国 14 か所、相談窓口も全都道府県に設置され、支援体制は整いつつある。しかし、効果的かつ効率的なマッチングのためには、売却、買収を希望する企業の情報が十分に蓄積されることと、小規模 M&A を実現するための資金面での支援が必要である。ついては、地域企業の豊富な情報を有する地域金融機関に対し、事業引き継ぎ支援センターとの連携促進に向けた指導を行うとともに、買収に係る資金調達については、日本政策金融公庫などの政府系金融機関における融資制度の充実、強化を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞

- 金融機関の小規模 M&A への取り組み推進と事業引き継ぎ支援センターとの連携促進に向けた指導
- 政府系金融機関における、買収に係る融資制度の充実・強化

4. 事業再生支援

昨年より「経営改善計画策定支援事業」が開始され、問い合わせは多いものの、申請・計画策定まで進んでいる企業数は低調であり、利害関係者による協力が欠かせない。また、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・徹底により、事業者の再チャレンジを促すことも重要である。

(1) 実効性のある経営改善計画の作成・実行支援とモニタリングの強化

業績不振に陥っている企業の事業再建には、経営改善計画による抜本的な再生が必要である。中小企業の経営改善計画作成を後押しする「経営改善計画策定支援事業」が昨年より開始されたが、本事業の利用促進には、債権者である金融機関の協力が欠かせない。ついては、金融機関への協力に向けた指導や、より利用しやすいよう運営の改善を図ることで、経営改善計画作成を促進するとともに、予算の継続確保により、引き続き支援に取り組まれたい。また、計画の実行にあたっては、金融機関による支援も含めた実行支援とモニタリングの徹底を指導することにより、支援企業のフォローを行うことも重要である。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞

- 経営改善計画策定支援事業の推進
- 経営改善計画の実行支援（金融支援等）とモニタリングの徹底

(2) 経営者の再チャレンジが可能となる融資慣行の定着化

中小企業への融資においては、従前より法個人一体として、経営者の個人保証が融資慣行として定着している。しかし、その保証により、経営者が事業の再生や清算・廃業に躊躇することとなり、結果的に経営者の再チャレンジを阻害する要因にもなっている。本年2月より適用となった「経営者保証に関するガイドライン」は、「経営者保証なしの融資」や保証人の残存資産の増額を示すなど、経営者の再チャレンジの可能性が高まる効果が期待できることから、経営者に対する周知、および金融機関に対する指導を徹底し、同ガイドラインの普及に努められたい。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞

- 「経営者保証に関するガイドライン」の経営者に対する周知、金融機関に対する指導の徹底

5. 円滑な中小企業金融の推進

中小企業にとって金融機関からの借入は、大企業に比べて資金調達方法が少ないことから、欠かせない調達方法である。多くの中小企業が利用する信用保証制度は、信用力を補完する重要な制度であることから、日本政策金融公庫への出資金の充実により、制度の維持・安定に努めるべきである。また、金融機関の目利き力は、事業の将来性などで融資判断を行うに際し不可欠であることから、その力を養えるよう、対策を講じるべきである。あわせて、A B L（動産・売掛金

担保融資)などの新たな融資手法を活用することで、中小企業金融の円滑化を促進されたい。

また、事業コストの上昇などにより、経営環境の厳しい業種は未だに多い。現在、信用保証制度における、セーフティネット保証(5号認定)の指定業種が徐々に縮小されつつあるが、本保証は責任共有制度対象外の信用保証として、リーマンショック後の中小企業の資金繰りの安定化に大いに効果を上げたことから、慎重な指定業種の解除、適切な運用に努められたい。

【要望内容】<金融庁、経済産業省、財務省>

- 日本政策金融公庫への出資金充実による、信用保証制度の維持・安定
- 中小企業の事業性に基づいた融資判断のため、金融機関の目利き力向上にむけた対策
- 中小企業の資金繰りの安定化に資するセーフティネット保証制度(5号認定)の適切な運用

6. 社会保障制度改革の断行

急速な少子高齢化の進展に伴う企業の社会保険料負担の増加は企業経営の大きな圧迫要因となっている。特に、保険料収入の4割を超える被用者保険から高齢者医療への拠出金負担は過大であり、際限ない健康保険料上昇を招いている。前期高齢者医療への新たな公費投入や拠出金負担に一定の上限を設ける等の措置を早急に講ずるべきである。また、こうした被用者保険の負担増を抑制する手段の無い後期高齢者支援金への全面総報酬割の導入は、本来国が負うべき財政責任を特定の組合健保に肩代わりさせるものであり、断固反対する。

あわせて、協会けんぽへの国庫補助率(現行16.4%)は速やかに法定上限の20%に引き上げるべきである。

加えて、年金制度についても、持続性を高めるためにマクロ経済スライドの名目下限ルール of 撤廃による給付抑制、年金支給年齢の引き上げなどの改革を推進されたい。

【要望内容】<財務省、厚生労働省>

- 社会保障と税の一体改革における重点化・効率化を軸とした各制度の改革推進
- 協会けんぽへの国庫補助割合の引き上げ(法律本則の上限20%へ)
- 被用者保険の負担抑制策を伴わない、後期高齢者支援金への全面総報酬割導入は反対
- 公的年金制度の持続性を高める改革の推進(マクロ経済スライドの名目下限ルールの撤廃、年金支給年齢引き上げ)

7. バランスのとれた実現可能なエネルギー政策の推進

原子力発電の稼働停止の長期化は、電気料金の上昇や供給面の不安へとつながっている。特にコストの増加は、利益率の低い中小企業への影響が顕著であり、経営基盤を揺るがしかねないことから、安定供給、コスト、環境負荷、安全性の面でバランスの取れたエネルギー政策の実現が不可欠である。

(1)「安全が確認された原子力発電の再稼働」による低廉・安定的な電力供給体制の早期実現

政府は、日本再興戦略における「環境・エネルギー制約の克服」の中で、高効率火力発電の導入による発電効率向上、LNG調達コストの低減などとともに、「安全が確認された原子力

発電の活用」を記載している。そのため、原子力規制委員会は、人員体制のさらなる強化はもとより、審査の効率性・予見可能性の向上を図り、安全性確保を大前提に、審査プロセスを加速すべきである。また、政府は、立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、再稼働の必要性を明確に説明すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、環境省＞

○安全が確認された原子力発電の再稼働（審査、人員体制の強化、審査プロセスの加速、防災対策に万全を期す等）

（２）中小企業の省エネ推進策の拡充

中小企業の省エネの取り組みは、中小企業の経営改善策としても必要である。そのため、省エネ設備投資への支援策や、専門家派遣等による省エネ指導など中小企業の省エネ推進策を拡充されたい。

【要望内容】＜経済産業省、環境省＞

○中小企業の省エネへの取り組み推進（省エネ機器の導入費用の補助や税制支援、専門家の訪問指導等）

Ⅲ．東京の国際競争力強化と地域活性化

１．東京の国際競争力強化

２０２０年のオリンピック・パラリンピックの開催が決定し、日本国内のみならず、国外においても日本、そして首都・東京への注目は高まっている。これを機に、日本・東京の魅力向上や外国人旅行者の受入環境の強化、および、海外主要国と同等のビジネス環境の整備による立地競争力の強化、インフラなど都市基盤の整備、防災対策について、強力に取り組むべきである。

（１）日本・東京の魅力向上、外国人旅行者の受入環境の整備

インバウンド（訪日外国人旅行者）の促進は、国内需要が縮小する中、地域に密着する中小企業にとって、新たな海外需要の獲得につながる。日本は和食などの豊かな食文化や伝統文化、ものづくりの技術にとどまらず、アニメやファッションなど、独創的かつ魅力的なコンテンツを有している。このような我が国の魅力を、ビジット・ジャパン、クールジャパンなどのキャンペーンと一体となり発信して日本・東京のブランド構築に取り組むと同時に、強力に訪日プロモーションを展開されたい。

また、２０２０年に向けて訪日外国人旅行者を２０００万人に増加させるためには、多言語対応や観光案内機能の充実・強化、公衆無線ＬＡＮの整備に加え、１０月より免税対象が全品目に拡大することに伴った免税制度の活用促進や旅行者のクレジットカード利用ニーズに対する中小事業者への理解促進など、旅行者の消費行動促進に向けた環境整備、および、ビザ発給要件の緩和やＣＩＱ（税関、出入国管理、検疫）の迅速化・円滑化など、あらゆる面で体制を整える必要がある。

あわせて、グローバルMICE戦略都市に対する支援、そして観光振興に関わる人材の育成についても、強力に推進することで、上記の目標の達成に取り組まれない。

【要望内容】＜経済産業省、国土交通省、法務省、外務省、他関係府省庁＞

○日本・東京ブランドのさらなる構築と強力な訪日プロモーションの展開

○訪日外国人旅行者のさらなる受入環境整備

- ・多言語対応や観光案内機能の充実・強化

- ・公衆無線LAN利用環境の整備、および災害時における利活用

- ・消費行動の促進に向けた環境整備（免税制度の活用促進、クレジットカード利用ニーズに対する中小事業者への理解促進）

- ・外国人旅行者のビザ発給要件の緩和やC I Q（税関、出入国管理、検疫）の迅速化・円滑化

○グローバルMICE戦略都市に対するさらなる支援（市場や競合都市の調査費用等）

○観光振興に関わる人材（通訳案内士、ボランティア人材、観光産業人材）の育成

（２）立地競争力の強化

現在、アジアを中心とした新興国は外国企業の誘致に向けた支援策を強化している。このため、我が国はアジア地域における国際的な事業活動拠点としての地位を喪失しつつあるとともに、産業の空洞化も懸念される。このような現状を打破するためには、ビジネス環境において、イコールフッティングの投資環境の整備のみならず、外国人が働きやすい・住みやすい環境を整えることが必要である。東京圏の国家戦略区域、およびその区域方針では、「国際的ビジネス拠点の形成」に向けて、その具体策が盛り込まれたことは大いに歓迎する。ついては、実現に向けて、着実に各施策を実施し、大胆かつスピーディーな規制緩和に踏み込み、その恩恵が中小企業にも波及することを望む。

なお、制度改革や規制緩和にあたっては、日本商工会議所が中小企業の活力強化、地域活性化のため、意見を提出している。ついては、各種業界団体や支援機関などからの意見を参考に、実効性の高い改革に取り組まれない。

※参考：日本商工会議所「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 30」（平成 26 年 5 月 9 日提出）

【要望内容】＜内閣府、各府省＞

○国家戦略特区制度に基づく、大胆かつスピーディーな規制緩和

（３）都市基盤の整備

東京の都市基盤の整備は、ビジネス環境のみならず、訪日外国人の受入環境の改善にも資するもので、国際競争力の強化につながるものである。ついては、道路ネットワークの形成や空港・港湾の機能強化に早急に取り組まれない。特に首都圏三環状道路については、関越～東名間の着実な整備、東名以南の計画の早期具体化が必要である。また、老朽化しているインフラについては、予防保全の導入・徹底、先端技術（非破壊検査やIT等）や民間活力の活用により、効果的かつ効率的に対策を推進していくことで、安全確保とコスト低減の両立を図るべきである。

【要望内容】＜国土交通省＞

- 首都圏三環状道路の整備推進（関越～東名間の着実な整備、東名以南の計画の早期具体化）
- 首都圏空港の更なる機能強化と国際化（都心上空の飛行解禁、管制方式の見直し、新滑走路の建設等）
- 京浜港の国際競争力強化（大水深コンテナターミナルや臨港道路の整備、京浜三港の連携による利用コストの低減・サービス向上等）
- インフラ老朽化対策の推進〔予防保全の導入・徹底、先端技術（非破壊検査やIT等）や民間活力の活用〕

（４）防災対策

企業が安心してビジネスに取り組むためには、国や自治体が災害時の防災・減災対策に万全を期することが重要である。国においては、東京都をはじめとした首都圏の各自治体と十分な連携に努められたい。

特に、帰宅困難者対策や耐震化・不燃化を強力に推し進める必要がある。官民一体となった一時滞在施設の確保とともに、中小企業においては、帰宅困難者対策で求められる従業員等の3日分の水・食糧の備蓄に係る費用・保管場所の確保や社屋・工場の耐震化などの課題は単独で解決することが困難であることから、国と自治体が連携しつつ、実効性のある支援策を推進するよう求める。

【要望内容】＜内閣府、国土交通省他、各府省庁＞

- 防災・減災対策に係る国と首都圏の自治体の連携強化
- 中小企業における帰宅困難者対策、耐震化に向けた支援策の推進

（５）円滑な物流の確保対策

円滑な物流の確保は、ビジネスを支える経済の屋台骨である。しかしながら、5トン以上のトラックの運転に必要な中型免許の「20歳以上、運転経験2年以上」という取得要件により、若手を中心とした人材が集まりづらくなり、物流の担い手であるドライバーの確保が難しくなっている。人材の不足は、物流システムにも影響を及ぼしかねない。現在、中型免許の取得要件の緩和が検討されているが、事故防止などの安全面にも十分な配慮を行ったうえで、実現に向け取り組まれない。

また、駐車スペースや荷捌き場等が圧倒的に不足している東京都内において、行き過ぎた駐車違反の取締りは、商業活動、都民生活にも大きな影響が生じかねないことから、運送車両等に対する柔軟な対応が必要である。ついては、輸送用車両（特に2tトラック）が駐車可能なスペースの増設、駐車監視員ガイドラインの見直しなどを検討すべきである。

【要望内容】＜国土交通省、警察庁＞

- 中型免許取得要件の緩和
- 輸送用車両（特に2tトラック）が駐車可能なスペースの増設
- 駐車監視員ガイドラインの見直し（輸送用車両に対する放置車両と確認する要件の緩和）

2. 地域の特徴を活かした産業振興、地域活性化の推進

東京には産業、文化、観光、歴史等さまざまな地域資源を持った地域が多数存在し、それぞれの特色を活かした産業振興や地域活性化事業が実施されている。地域資源の発掘や事業化・ブランド化の取り組みを強力に支援するとともに、着地型観光メニューとしても積極的に国内外に発信されたい。

【要望内容】＜経済産業省、観光庁＞

○地域資源の発掘、及び事業化・ブランド化に対する支援、着地型観光メニューとしての発信

3. 商店街の活性化支援

商店街は地域行政と連携し、非営利活動として地域の生活・防犯・防火・防災等の社会的機能の補完に協力している。しかしながら、後継者難、顧客の流出、空き店舗などの諸課題を抱え、厳しい状況にある。商店街は地域経済の重要な役割を担っているとともに、地域コミュニティの担い手として、その機能充実に資する「地域商業自立促進事業」が新設されたが、引き続き、ソフト・ハード両面の支援を継続されたい。また、商店街が共同経済事業や環境整備事業などにおいて、合理的かつ効果的な運営を実現していくため、インセンティブ(事務局の経費助成等)を付与することなどにより、商店街振興組合法に基づく組織の法人化を推進すべきである。

【要望内容】＜経済産業省＞

○商店街へのソフト・ハード両面での支援の継続

○商店街振興組合法に基づく組織の法人化の推進（事務局の経費助成等）

平成26年度第4号
平成26年7月10日
第663回常議員会決議

以上